

くらしの相談所



【問合せ先】 市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎ 28-9110）

フィッシング詐欺にご注意ください！

【フィッシング詐欺とは】

スマートフォンなどに送信者を詐称した電子メールを送りつけ、偽のホームページに誘導し、クレジットカード番号などの個人の重要な情報を盗み出す行為のことです。

【相談事例】

大手通販サイトからカード番号を登録し直すようにとのメールが来たので、記載されていたWebページにアクセスしカード番号などを入力した。その後、約2万円分のカードの不正利用が判明した。

【アドバイス】

メールに記載されたWebページには安易にアクセスせず、事業者の正規ホームページでフィッシングに関する情報がないか確認しましょう。もし、アクセスしてしまっても、個人情報は絶対に入力してはいけません。

市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間＝土・日曜日、祝日・年末年始を除く
9:00～16:00（受付は15:30まで）

司法書士による無料相談 要予約

相談は、1人30分まで、年度に1回限りです

とき＝6月5日☎13:30～16:30

ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）

予約先＝同センター（☎28-9110）

※6月4日☎15:30までに予約してください